

━━ 目次

前文

第1章 町土利用に関する基本構想・	1
1. 町土利用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)土地利用の基本的な考え方	1
(2)西原町の特性	1
(3)土地利用の状況	3
(4)町土利用上の基本的課題	3
(5)土地利用の基本的方向	4
2. 地域類型別の町土利用の基本方向 ・・・・	6
(1)都市地域	6
(2)集落地域	6
(3)自然維持地域	7
3. 利用区分別の町土利用の基本方向 ・・・・	
(1)農用地	7
(2)森林	7
(3)原野	8
(4)水面·河川·水路	8
(5)道路	8
(6)宅地	9
(7) その他	9
(8)低未利用地	10
(9)耕作放棄地	10
(10) 沿岸域	10

第2章 利用区分ごとの規模の目標及び地域別概要・・・	• 11
1. 利用区分ごとの規模の目標	· 11
(1) 基準年次及び目標年次	11
(2)目標年次における将来人口の想定	11
(3)目標の設定方法	11
(4)目標年次における規模の目標	11
(5) 利用区分ごとの規模の目標の概要	13
2. 地域別の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 14
(1)地域区分	14
(2)地域ごとの概要	15
第3章 第2章に掲げる事項を達成するために 必要な措置の概要 ·	• 19
1. 公共の福祉の優先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 19
2. 国土利用計画法等の適切な運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 19
3. 地域整備施策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 19
4. 町土の保全と安全性の確保	· 19
(1)町土の保全	19
(2)安全性の向上	
5. 環境の保全と美しい町土の形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 20
(1)地球温暖化対策に配慮した都市づくり	20
(2)廃棄物の抑制及び適切な処理	20
(3)適正な土地利用による生活環境の保全	20
(4)健全な水環境の確保	20
(5) 自然環境の保全	20
(6)美しくゆとりある町土の保全	21
(7)良好な環境の確保	21

6. 土地利用転換の適正化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(1)農用地の転換	.21
(2)森林・原野	.21
(3)大規模な土地利用の転換	.22
7. 土地の有効利用の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(1)農用地	.22
(2)森林	.22
(3)原野	.22
(4)水面・河川・水路	.22
(5)道路	.23
(6)住宅地	.23
(7)工業用地	.23
(8)低未利用地	.23
(9)耕作放棄地	.23
(10) その他	.23
8. 多様な主体の参画・連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
9. 町土に関する調査の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
1 O. 指標の活用と進行管理 ····································	24
土地利用現況図	.25
土地利用構想図	
	•
説明資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44

前文

この計画は、国土利用計画法第8条第1項の規定に基づき、西原町の区域における国土(以下「町土」という)の利用に関して必要な事項を定めるものである。

また、沖縄県の区域について定める第4次沖縄県国土利用計画を基本として、これまでの計画を改定し策定したものである。

この計画策定後、社会経済情勢の変化等により、現実と大きな隔たりが生じたときには、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第1章 町土利用に関する基本構想

1. 町土利用の基本方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。

今後も町の特性や土地利用の状況を踏まえながら、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、町土の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意し、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある町土の発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行う。

(2) 西原町の特性

① 位置・地勢

本町は、沖縄本島中南部に位置し、東西約 5 km、南北約 5 km、面積 15.84 k ㎡ の町域を有している。町の北西部は海抜約 100mの丘陵地帯となっており、南東部の平野にかけて泥岩からなる傾斜地が広がっている。

町の北部は中城村・宜野湾市、西部は浦添市・那覇市、南部は南風原町・与那原町と接している。沖縄県の県庁所在地である那覇市から約10km圏にあることなどから、生活利便性が高い都市であるとともに中城湾(太平洋)などの自然環境に恵まれている。

② 地形・水系

地形は、海岸低地と丘陵、丘陵を刻む谷底低地に大別される。丘陵部分は、海岸低地と比高約 50~100mの泥岩からなる傾斜地とに区分される。特に傾斜の急な運玉森周辺・内間川上流では、地滑り跡もみられる。また、傾斜面上に位置する徳佐田・翁長(坂田)付近は波浪状のゆるやかな地形が広がっている。幸地付近では、複雑に谷底低地が入り組んだ地形となっている。町域の最も北に位置する棚原・森川・千原付近では、小高い頂上付近にグスクが点在している。

このようななかに、小波津川・内間川等の河川があり、小波津川の下流域では、 しばしば浸水被害がみられる。また、多くの河川や水路は東海岸の中城湾に注ぐ が、徳佐田川・森川川などの北西側の一部地域の河川は、西海岸の水系に属して いる。

③ 沿革

西原の名称は、首里の北(方言でニシ)にある地方ということに由来する。間 切時代、西原は首里王府の直轄領、領域も津堅島、泊、天久、銘苅、末吉、石嶺、平良にまで及んだ。その後、明治 41 年、特別町村制の施行により西原村となり、大正 9 年にはほぼ現在の領域になった。昭和 20 年の沖縄戦では住民の約半数が犠牲となり、その後復興・発展を遂げ、昭和 54 年に西原町に移行した。

4 植生

本町の自然植生は、ほとんどが池田・幸地、北部の森川・棚原・徳佐田などの地域に点在しているのみであり、多くは、「ナガミボチョウジークスノハカエデ群落」として自然林の様相を呈している。また、町の傾斜緑地は、外来植物であるギンネム林が大半を占めている。

⑤ 歴史・文化

本町の歴史・文化資源をみると、古代~中世にかけての祖先の暮らしの跡(遺跡・拝所)が町内全域にみられる。特に、集落周辺のクサティ(腰当)杜となる丘陵地を中心に分布する。その他、琉球王府ゆかりの地となる国指定史跡の「内間御殿」をはじめとした有形文化財が町内各地に点在する。また、各地には豊年祈願に関する年中行事・伝統芸能等がみられ、個性ある無形の文化資源が継承されている。

⑥ 人口

人口は、平成2年の25,489人(国勢調査)から増加傾向で推移し、その後の都市化の進展とともに急増し、平成22年に34,766人(国勢調査)となっている。世帯数は、世帯分離や若年層の流入等により平成2年6,989世帯(国勢調査)から平成22年12,118世帯(国勢調査)と倍増している。また、高齢化の状況をみると、65歳以上の人口比率が年々増加し、平成2年の6.9%から平成17年の11.9%と増加し、高齢化が着実に進行している。

(7) 産業

産業は稲作中心からキビ作、亜熱帯果樹栽培、花卉(かき)栽培へと変化し、昭和40年代以降は、各種産業が進出して商工業も盛んになり、今では県内有数の工業集積率、出荷額を誇っている。産業別就業人口は、第3次産業人口の増加、第1次産業の減少が顕著で、平成17年には第3次産業が77.2%、第2次産業が18.8%、第1次産業が2.5%と都市型の産業構造となっている。

(3) 土地利用の状況

土地利用については、道路(8.8%)、宅地(24.7%)、その他(35.5%)の都市的 土地利用が約7割で、農用地(13.8%)、森林(7.9%)、原野(8.7%)、水面・河川・ 水路(0.6%)の自然的土地利用が約3割となっている。都市的土地利用は、東側の 平野、臨海地域で多くみられ、平野地域は住宅、商業が多くを占め、臨海地域は工 業が多くを占めている。宅地は、台地地域の主要な県道沿いにみられる。自然的土 地利用は、町土全域に農用地がみられ、中央から西側の傾斜地域、台地地域に森林、 原野が分布している。

土地利用の動向については、人口の増加が要因となり、店舗・事業所、住宅地等の建設が進み、宅地が増えている。また、各種都市基盤及び生活基盤整備も進んだことから、道路や公共施設も増加している。これらの大半は農用地の転換が図られた結果であり、そのため、農用地の減少は大きい。森林・原野は若干の変動はあるが、ほぼ現状を維持している。

(4) 町土利用上の基本的課題

① 少子・高齢化社会の到来

本町では、以前ほどの人口・世帯数の増加は見られなくなったものの、しばらくは増加していくものと見通される。しかしながら、全国的には人口減少、少子・高齢化が進行し、本町においても、このような社会的な影響を受けることは避けられず、長期的には、想定される少子・高齢化社会を見据える必要がある。

② 均衡ある町土の活用・保全

本町では、琉球大学の移転を契機に、急激な人口増とそれに伴う市街地整備等が続いてきた。一方で、無秩序な開発の増加など土地利用の効率の低下が懸念されている。また、住工混在といった地域もあり、これらの解消が本町の土地利用上の重要な課題となっている。

特に、都市的土地利用の展開にあたっては、自立都市をめざし、都市機能の集積を図るため、行政・商業・業務等の中心となる核(中心核・*サブ核)づくりが進行しており、また、市街地・集落環境については、安全で快適な住環境を形成することが求められることから、計画的な住環境の形成及び改善策を講じる必要がある。

※サブ核:副次核

③ 自然環境の保全と持続的循環の確保

本町は、傾斜地や市街地・集落周辺に、森林や農地、歴史的文化資源を残すなど、地域を特徴づける環境・風景を保持してきた。

本町面積の7.9%を占めている森林は、大半が小丘、傾斜地に分布し、本町では数少ない自然資源となっていることから、野生生物が生息・生育し地域の環境保全の役割を果たすとともに、降雨時の保水・地滑りを防ぐなど防災面で重要な要素となるため、その保全・育成を図る必要がある。

また、農業は食料の安定供給に貢献するという役割のほか、空気・水・土壌の保全、国土や自然環境の保全、災害の防止といった多面的機能を有していることから、農用地の保全と有効活用を図る必要がある。

今後も、これらの良好な自然環境や景観を保全し、さらには、自然環境と共生 した持続的で循環機能を備えたまちづくりが必要である。

④ 安全・安心な暮らしの確保

近年、多発する大規模地震および異常気象による集中豪雨の発生など、これまでにない災害の危険性が高まっており、その他にも、農地や森林の遊休・荒廃化によって、地域の防災力の低下も懸念されている。また、少子・高齢化の進展に伴って、高齢者等が安心して暮らしていけるような環境も求められている。

特に、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災において被災各地は人的・物的に甚大な被害を受けたことから、海岸線を有する本町においても大規模地震や津波等に対して安全・安心なまちづくりが必要である。

⑤ 環境問題への配慮

「地球温暖化防止」等の地球規模での環境問題に対し、環境と調和した社会経済活動や日常生活に伴う環境負荷の低減などが必要である。さらに、町土の利用にあたっては、本町の豊かな自然を次世代に引き継ぐため、都市的土地利用においても、自然環境に配慮し、自然的土地利用においてもその保全と活用について十分な配慮が必要である。

(5) 土地利用の基本的方向

町土の持つ課題を踏まえ、限られた町土資源を前提として、その有効利用を図りつつ、適切に維持管理しながら、町土の利用目的に応じた区分ごとの土地需要の量的な調整を行うこと、また、町土利用の質的向上を図るために、「美しくゆとりある町土利用」「安全で安心できる町土利用」、「人と自然、自然と都市が共生する持続的な町土利用」、「活力を生み出す町土利用」といった視点に十分留意する必要がある。

① 土地需要の量的調整

ア. 都市的土地利用

土地の高度利用を促進し、その合理化及び効率化を図る。その中で、新たに市 街化を図るべき地域においては、無秩序に市街地が拡大しないよう計画的に良好 な市街地の形成を図る。また、既存市街地における土地利用の再編や低未利用地 の有効活用を図る。

イ. 自然的土地利用(農林業的土地利用を含む)

自然的土地利用については、地球温暖化への対応、自然環境にも配慮しながら、 農林業等の生産活動やゆとりある人間環境の場としての役割を踏まえ、適正な保 全と活用のバランスに配慮する。

また、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用転換については、いった ん転換された土地利用が容易には元に戻せないことやその転換が自然の様々な循環や景観に影響を与えることから、総合的かつ計画的な調整を図りつつ、慎重に 対処する。

② 町土利用の質的向上

ア. 美しくゆとりある町土利用

緑豊かな美しい風景や景観の保全に努めるとともに、歴史的・文化的風土の保存、地域の特性に応じた良好な景観形成を図る。また、改修計画が進む小波津川においては、良好な河川環境を保全・創出し、かけがえのないふるさとの財産として様々な生物が共生できる多様性に富んだ環境の整備を進める。

イ. 安全で安心できる町土利用の推進

「ユニバーサルデザイン」や「バリアフリー」の考え方に基づき、誰もが安心して暮らしやすい地域社会の形成及び土地利用への誘導を図る。また、近年の気候変動の影響や平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に見られるような大規模地震や津波等への対応や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえ、防災拠点の整備や治水対策、被害拡大の防止や災害復旧に備え、ライフライン対策などを進める。

ウ. 人と自然、自然と都市が共生する持続的な町土利用の推進

自然環境の維持を基本とし、「地球温暖化への対応」などにも配慮しながら、人と自然、自然と都市が共生する持続的な土地利用を進める。

※ユニバーサルデザイン: 高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。 ※バリアフリー: 障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。

エ. 活力を生み出す町土利用

中長期的な視点での少子高齢化対策も含め、町民や若者の雇用に結びつく産業の創出に努めるために、マリンタウン周辺地域への企業立地、中心核及びサブ核の高度利用、沖縄都市モノレール延伸に伴う新駅周辺地区での土地利用の活用など、町の地域特性を活かした土地利用を進める。

2. 地域類型別の町土利用の基本方向

町土を土地利用の面から概観すると、住宅や商業、工業等の都市的土地利用を目指した市街化区域を主体とした都市地域、市街化を抑制し、保全することを目的とした市街化調整区域の集落的宅地や農地等で構成される集落地域、さらに本町の特性をなす傾斜緑地の森林や海岸線等で構成される自然維持地域に類型化される。

地域類型別の町土利用の基本的方向は以下のとおりとする。

(1)都市地域

市街地については、中長期的には居住人口が減少することが見込まれるため、郊外拡散型の開発に伴うインフラの追加的整備を抑制し、環境負荷を低減させるため、 集約型・低未利用地有効活用のまちづくりを推進する。

このため、既成市街地においては、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置し、新たな土地需要については、その機能に沿った土地の高度利用等により計画的で良好な居住環境を誘導する。新たに市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、周辺環境に及ぼす影響に配慮しながら、計画的なまちづくりの担保を設定し、適切な用途への誘導を図り、低未利用地の有効利用と効率的土地利用を促進することで計画的に良好な市街地等の整備を図る。

また、高齢者や障害者、子供など誰もが安心して社会参加のできる、ユニバーサルデザインに配慮した公園や歩行者空間等の整備を推進する。さらに、緑地や水辺空間を確保し、居住環境や防災に配慮した都市基盤施設整備(道路、公園、緑地、河川等)を図り、安全・安心で快適な暮らしやすい都市空間の形成に努める。

(2)集落地域

宅地と農地が混在する集落地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、集落地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

※インフラ:「インフラストラクチャー」の略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。

また、優良農地の保全・確保を図るため、地域の[※]ニーズに沿った良好な生活環境整備、農地の集約化や農業法人化など経営の多角化、地域産業との連携による農業の新たな展開などにより、農用地としての機能が発揮できる土地利用を図る。

さらに、農地は農地そのものがもつ多面的機能としての景観形成や環境保全及び 防災機能の確保を図るうえでも有効利用を促進する必要があり、農地のもつ自然的 土地利用を活かした農村環境保全、農村景観を生かした地域づくりを進める。

(3) 自然維持地域

地球環境問題への関心の高まりから、自然維持地域においては二酸化炭素の吸収源となるとともに生物多様性の視点からも、貴重な自然環境資源を積極的に保全する。

また、山林・森林は自然環境の保全とともに、水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止、生活環境や生物多様性の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、森林の持つ多面的機能の維持増進及び森林の保全に努める。さらに、自然維持地域はレクリエーションなどの機会を通じて、町民がふれあえる環境や優れた風景を生かした、保健、休養及び自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るために、今後も保全と適正管理を図る。

3. 利用区分別の町土利用の基本方向

(1)農用地

農用地については、生きる根幹である食材をはぐくむ土地として重要であることから、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、継続的で良好な管理を通じて農用地の有効利用を図る。そのため、生産基盤の整備等により優良農地の確保を進めるとともに、耕作放棄地の解消を図るための担い手の育成・確保や、農業法人化に伴う受委託及び企業への借地などにより地域の実情に応じた農業経営の視点に基づく有効利用を進める。

また、都市化が進んでいる地域における農地については、良好な都市環境形成の視点からも、保全を視野に入れ、計画的な利活用を図る。

(2)森林

森林については、本町面積の約7.9%に止まるものの、森林のもつ多面的機能としての町土の保全、自然環境の保全、レクリエーション利用をはじめ、環境負荷の軽減及び生物多様性を育む重要な資源となっている。このため、多様で健全な森林の保全を強化するとともに、育成を図る。また、人々が憩う貴重な自然とのふれあい

※ニーズ: 必要。要求。需要。

の場として活用を図り、地域の活性化や町民のニーズに配慮しながら、適正な維持・ 管理を図る。

(3)原野

原野のうち、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているもの、また貴重な文化財が包蔵されているもの等については、保全を図るとともに、適正な維持・管理を図る。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能を踏まえ、農用地、宅地、公共施設用地等への転換を図っていくこととする。

(4) 水面•河川•水路

水面・河川・水路については、災害の防止、農業用水の確保を図るために、その機能を維持する。河川氾濫地域における安全性の確保を強化するために、改修等の整備をはじめとする総合的な治水対策を講じるとともに、降雨時には河川管理者をはじめとする関係者間の的確な情報管理等により、防災機能の向上を図る。なお、河川については改修整備等に際して、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境や親水性とうるおいのある水辺環境等多様な機能に配慮し、多自然川づくりを取り入れ、町民の憩いの場となるよう、自然環境の保全・創出に努める。

(5) 道路

一般道路については、町民生活の利便性・快適性や町の産業活動を支える上で、 基盤となるものであり、増加する交通需要や利用者のニーズ等に対応するためには、 体系的な整備と質的な向上が一層求められる。今後も町土の有効利用を進めるため、 必要な用地の確保を図るとともに、適切な管理等を通じて、既存用地の持続的な利 用を図る。また、周辺環境に配慮した整備を進めるとともに、良好な沿道環境の保 全・創出に努める。

広域的な幹線道路については、那覇市、浦添市、沖縄市など本町の周辺に位置する拠点都市とを結ぶ国道329号バイパス・県道浦添西原線等幹線道路を、地域経済活性化のため効果が最大限に活かせるように整備促進するとともに、高規格幹線道路を主軸とする総合的な交通ネットワークと都市モノレールやバス等の公共交通機関との連携を図り、都市間および域内の円滑な交通を確保する体系的な道路整備を図る。

農道については、農業の生産性の向上や農用地の適正な管理を図るため、必要な 用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持 続的な利用を図り、その際、自然環境の保全に十分に配慮し、計画的な整備を図る。

(6) 宅地

① 住宅地

住宅地は、那覇都市圏の住宅需要と新規産業の立地等を考慮し、都市化の進展や人口及び世帯数の増加、高齢化の進行の動向に対応しつつ、面整備の導入等により計画的に宅地の供給を進めるとともに、民間開発の適正な誘導を図る。その際に、適正用途の配置による環境悪化の防止、土地利用の高度化、低未利用地の有効利用とともに、耐震性・環境に配慮した質の高い住宅地を提供するなど、安全性の確保とゆとりある快適な居住環境の形成を図る。

② 工業用地

工業用地については、雇用機会の安定的な確保と地域経済の活力を支えるため、 周辺の生活環境や自然環境、防災等に配慮し、工場の立地動向と産業構造の変化 等に対応しながら、交通基盤や地域特性を活かして、既存の工業系用途地域及び その周辺地域への工場誘致に必要な用地の確保を図る。

また、住宅地との混在等により生活環境に支障が生じている地域では、環境改善を図るために、工場施設の適正な土地利用の誘導を図り、さらに、移転等により発生する跡地等については、地域のニーズを的確に捉えて有効活用を図る。

③ その他の宅地

事務所・店舗等その他の宅地については、本町の都市拠点形成を担う主要な機能として、土地利用の高度化、低未利用地の有効利用を図る。その際に、市街地等の中心部・拠点部における人々の交流機会を増やし、商業の活性化及び良好な環境の形成、経済活動のソフト化・サービス化に配慮しながら、事務所・店舗等に必要な用地の確保を図る。

加えて、都市モノレール新駅周辺地区は、高速交通網の結節点という立地条件を視野にいれた流通業務系の土地利用の需要を勘案した土地利用及び流通業務系の立地誘導を図る。

また、マリンタウン地区周辺は、マリーナや人工海浜等と一体となった良質なレクリエーション空間を形成するため、商業施設の立地を促進する。

(7) その他

① 公用・公共用施設用地

公用・公共用施設は、町民が快適で質及び利便性の高い生活を営むうえで必要 不可欠であり、計画が進められている庁舎等複合施設をはじめ、環境との調和に 配慮しつつ、その整備を進めることとする。

また、墓地については、町民や都市部住民の墓地需要に対し、「西原町墓地整備 基本計画」に基づき、墓地地域の設定等により、無秩序な立地防止や適切な立地 誘導に努め、可能な限り集約化を図る。

② レクリエーション用地

ビーチなどのレクリエーション用地については、観光の振興、町民の憩いとふれあいの場として、自然環境の保全を図り、有効利用と適正な管理を進める。

(8) 低未利用地

市街化区域内の空き地、資材置場等の低未利用地は、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。

(9) 耕作放棄地

耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、耕作放棄地解消に取り組む関係団体の連携のもと農地再生に取り組み、担い手や新規就農者への支援、農業法人化、企業の農業経営参入等を促進し、農用地としての活用を図るとともに、地域の状況を踏まえて施設用地等、農地以外への転換による有効活用を図る。

(10) 沿岸域

沿岸域は、町民の生産活動、レクリエーション活動の場として重要な役割を果たしてきた。これまで埋立事業により、工業用地、住宅用地、商業用地、レクリエーション施設等の整備を進めてきた。

そうしたなかで、沿岸域は各種利用への多様な期待があることから、自然環境に 配慮しつつ生産活動の場として利活用に努めるとともに、環境の保全と親水空間と しての適正な利用にも配慮する。

また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生や赤土等の流出防止対策、汚 濁負荷対策、漂着ゴミ対策を図るとともに、町土の保全と安全性の向上に資するた め、海岸の保全を図る。

第2章 利用区分ごとの規模の目標及び地域別概要

1. 利用区分ごとの規模の目標

(1) 基準年次及び目標年次

計画の基準年次及び目標年次は、次のとおりである。

- ◆基準年次 平成22年(2010年)
- ◆目標年次 平成33年(2021年)

また、中間年次を平成28年(2016年)とする。

(2)目標年次における将来人口の想定

全国的に少子化の進行がみられるなか、本町においては人口の増加傾向にあり、 目標年次の平成33年(2021年)において、約36,000人と想定する。

(3)目標の設定方法

町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土利用の現況と変化についての調査に基づき、想定される将来人口等を前提とし、各種計画の動向に配慮しながら、利用区分別に必要な土地利用面積を予測し、土地利用の実態との調整を行って定めるものとする。

(4)目標年次における規模の目標

目標年次における利用区分ごとの規模の目標を、次頁に示す。

表 利用区分別面積の目標

利用区分	基準 平成 (a	22年	中間平成		目標 平成 (b	33年	増減量 (b-a)	増減比 (b-a) a*100
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	(ha)	(%)
1. 農用地	218. 0	13.8	199. 6	12. 6	181. 1	11.4	△ 36.9	△ 16.9
(1)農地	202.0	12.8	184. 4	11.6	166.8	10.5	△ 35.2	△ 17.4
а Ш	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	_
b 畑	202.0	12.8	184. 4	11. 6	166.8	10.5	△ 35.2	△ 17.4
(2)採草放牧地	16.0	1.0	15. 2	1.0	14. 3	0.9	△ 1.7	△ 10.6
2. 森林	125. 0	7. 9	123.8	7.8	122.6	7.7	△ 2.4	△ 1.9
a 国有林	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	_
b 民有林	125. 0	7. 9	123.8	7.8	122.6	7.7	△ 2.4	△ 1.9
3. 原野	137.8	8. 7	135. 4	8. 5	133. 0	8.4	△ 4.8	△ 3.5
4. 水面・河川・水路	10. 2	0.6	11. 3	0.7	12.4	0.8	2. 2	21.6
a 水面	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	_
b 河川	10. 2	0.6	11. 2	0.7	12. 2	0.8	2.0	19.6
c 水路	0.0	0.0	0.1	0.0	0. 2	0.0	0. 2	_
5. 道路	138.8	8.8	155. 6	9.8	172. 3	10.9	33. 5	24.1
a 一般道路	134. 1	8.5	150. 9	9. 5	167.7	10.6	33. 6	25. 1
b 農道	4. 7	0.3	4. 7	0.3	4.6	0.3	△ 0.1	△ 2.1
c 林道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	_
6. 宅地	391.0	24.7	399. 9	25. 2	408.7	25.8	17. 7	4.5
a 住宅地	211. 2	13. 3	211. 9	13. 4	212.6	13.4	1. 4	0.7
b 工業用地	114. 9	7. 3	120.8	7. 6	126. 7	8.0	11.8	10.3
c その他の宅地	64.9	4. 1	67.2	4. 2	69. 4	4.4	4.5	6.9
7. その他	563. 2	35. 5	558. 4	35. 3	553.9	35.0	△ 9.3	△ 1.7
合 計	1, 584. 0	100.0	1, 584. 0	100.0	1, 584. 0	100.0	0.0	0.0

(5) 利用区分ごとの規模の目標の概要

利用区分ごとの規模の目標の概要は次のとおりである。

表 利用区分別規模の目標概要

禾	刊用区分	規模の目標の概要
		西地区土地区画整理事業の進展や市街化区域の拡大等により、目標年次
		における農用地面積は、約 37ha 程度減少し、181ha になると見込まれる。
	農用地	大きく転換する地区として、西地区土地区画整理事業区域や主要地方道
		浦添西原線(県道 38 号線)、庁舎等複合施設建設周辺地区、都市モノレー
		ル駅整備予定地の周辺地区等を想定する。
	木壮	道路整備等に伴って約 2ha 程度の減少が見込まれる。
	森林	よって、目標年次における森林の面積は 123ha とする。
	百里	市街地の拡大等に伴って、原野は約 5ha 減少し、133ha になると見込ま
	原野	れる。
		水面・河川・水路は小波津川改修計画が進展し、約 2ha の増加が見込ま
水市	面・河川等	れる。
		よって、目標年次における水面・河川・水路の面積は 12ha とする。
		市街地整備に伴う道路の整備や幹線道路の整備等により、道路は約 34ha
道路		程度の増加が見込まれる。
		よって、目標年次における道路の面積は 172ha 程度になると見込まれる。
		市街地開発事業等の進展により、新たな住宅地が約 24ha 整備されること
		になるが、従来宅地であったところも道路や商業用地等その他の用途に整
	住宅地	備されることから、目標年次における住宅地の面積は基準年次と同程度の
	17-17-10	212ha 程度になると見込まれる。
<i>→</i>		転換を図る主な地区は、西地区や庁舎等複合施設建設周辺地区、都市モ
宅地		ノレール駅整備予定地周辺地区である。
		工業団地以外の工業用地が減少する一方、工業団地内への集約が進むこ
	工業用地	とにより、工業用地の面積は 12ha 程度増加し、目標年次における工業用地
		は 127ha 程度になると見込まれる。
その他の		目標年次における商業用地等のその他の宅地の面積は約 5ha 増加し、目
	宅地	標年次におけるの他の宅地面積は 69ha 程度になると見込まれる。
		道路等の公共施設や住宅・商業、その他の宅地等への土地利用転換によ
	その他	り、その他の面積は約 9ha 減少し、目標年次におけるその他の面積は 554ha
		程度を見込む。

2. 地域別の概要

(1)地域区分

地域区分は、本町における地形条件や社会的・経済的条件を考慮して、次の4地域に区分する。

表 地域区分の概要

地域名	地域の概要	面積(ha)			
	町域北西部の高台にあって、棚原グスクや幸地グ				
	スク等の丘陵を抱えた比較的起伏に富む地形からな				
台地文教地域	っている	459			
	(幸地の一部、棚原、徳佐田、森川、千原、上原の				
	一部、翁長の一部、呉屋の一部)				
	台地文教地域と平野地域に挟まれた町域の中央部				
	を北東から南西方向に延びる帯状の地域				
傾斜緑地地域	(幸地の一部、上原の一部、翁長の一部、呉屋の一				
	部、津花波の一部、小橋川の一部、内間の一部、我				
	謝の一部、安室の一部、桃原の一部、池田の一部)				
	本町のほぼ中央部に位置し、国道329号から西				
	側の平坦な地域	384			
TT HZ UL L+	(幸地の一部、翁長の一部、呉屋の一部、津花波の				
平野地域	一部、小橋川の一部、内間の一部、嘉手苅の一部、				
	兼久の一部、与那城、我謝の一部、安室の一部、桃				
	原の一部、池田の一部、小波津)				
	国道329号以東の埋立地を含む低地				
臨海地域	(内間の一部、掛保久、嘉手苅の一部、東崎、小那	447			
	覇、兼久の一部、我謝の一部)				
計		1,584			

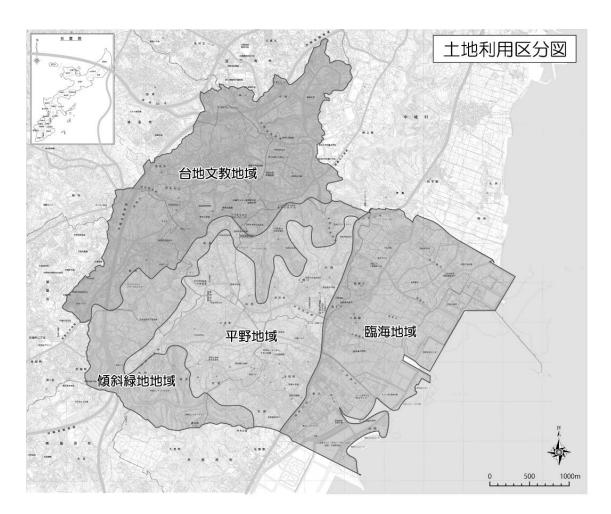


図 地域区分図

(2) 地域ごとの概要

地域ごとの、町土利用の目標は以下のとおりである。

① 台地文教地域

本地域は、町域北西部の高台にあって、棚原グスクや幸地グスク等の丘陵を抱えた比較的起伏に富む地形からなっている。地域の西から北側は、那覇市、浦添市、宜野湾市の市街地に接しており、地域内には主要地方道那覇北中城線、浦添西原線等幹線道路が走り、西原インターチェンジ(沖縄自動車道)を擁するなど、広域交通の利便性が高い。

本地域は隣接市からの市街化圧力があるなかで、琉球大学等の立地とあいまって宅地開発が進行し、急速に都市的土地利用が進展したものである。また、計画的な市街地形成を図るため、上原棚原土地区画整理事業や西原西地区土地区画整理事業を実施しており、今後も、計画的土地利用を推進する。

地域内には琉球大学及び琉球大学医学部付属病院、沖縄キリスト教学院大学、西原高校、坂田小学校、県立埋蔵文化財センター等多くの教育施設が立地し、「文教のまち西原」をリードする文教地域として、多くの情報や知識等を活かした文化・交流の場にふさわしい環境づくりが重要となる。したがって、自然的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行いつつ、良好な市街地の形成のため、計画的宅地整備を進め、道路網や都市モノレールの延伸整備等により、大学等各種施設へのアクセス向上を図るとともに、道路緑化や快適な歩行環境の確保等により、環境向上に努める。

宅地のうち、集落域では、生活関連施設の拡充とゆとりある敷地を活かした良好な居住環境の確保を促進し、新興住宅地では、緑化などによる住環境向上を促進する。また、新たな宅地開発にあたっては周辺を含めた地域内の排水をはじめ、農業生産環境等に整合した開発の促進に努める。傾斜地は開発行為等の適切な誘導や植林などにより、その保全育成に努める。

農用地については、優良農地の保全を図り、生産基盤の充実と経営の多角化及び体験や参加型農業、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能による有効利用を促進する。

② 傾斜緑地地域

本地域は、町域の中央部を北東から南西方向に延びる台地文教地域と平野地域に挟まれた帯状の地域である。本島中南部東海岸の中城湾を囲む傾斜地の一端を構成し、森林と原野が卓越した緑のベルトとして特徴ある地域景観を呈している。地域内は、森林、原野、農地がモザイク状に分布し、池田をはじめ、翁長の一部、西原台団地等の宅地が小さな平坦地や緩傾斜地に形成されている。運玉森をはじめとする自然環境豊かな傾斜緑地は、本町を特徴づける貴重な緑地として重要である。しかし一方では、新規住宅地や墓地等の開発需要が高まっており、適切な対応が必要となっている。

そうしたなかで、本地域は、造林による森林の保全と育成を図るとともに、宅 地開発や墓地等各種開発の規制を行い、森林と農地及び宅地等のバランスのとれ た土地利用を図り、緑豊かな環境を保全していくこととする。

また、町民の自然レクリエーションニーズを踏まえつつ、自然観察や散策等自然とのふれあいの場としての傾斜緑地の活用促進を図る。

農用地については、その保全を図り、生産基盤の充実と経営の多角化及び体験や参加型農業、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能による有効利用を促進する。

※アクセス:接近すること。また、交通の便。

③ 平野地域

本地域は、本町のほぼ中央部に位置し、国道 329 号から西側の平坦な地域である。地域内を走る国道と主要地方道浦添西原線が本島南部東海岸の南北・東西交通の動脈となっている。肥沃で平坦な土地条件に支えられた主要な農業生産地域であるとともに、幹線道路沿いに商業・業務施設が集積し、その後背地に住宅地が広がっている。

地域内には、役場、学校、郵便局、金融機関、大規模商業施設等が立地しており、町の中心核として良好な市街地形成が求められている。また、後背地では、 集落や新興住宅地、工場、農用地等の混在による土地利用の効率性、居住環境や 農業生産環境の低下が懸念されており、適正な土地利用規制、誘導が必要となっている。

また、地域を流れる小波津川は、多自然川づくりの導入により、自然環境に配慮した河川整備を進めている。

そうしたなかで、本地域は、庁舎等複合施設の建設をはじめとする都市施設の 集積等合理的な諸機能の配置計画のもとに、都市的土地利用と自然的土地利用と の調整のとれた計画的土地利用を展開し、良好な市街地の形成と優良農地の保全 に努めていくこととする。

また、集落では、農地等周辺環境との調和に配慮し、生活関連施設の整備による住環境の向上を図る。

さらに農用地については、その保全を図り、生産基盤の充実と生産技術の向上 及び経営の多角化により、生産性の高い農業経営を促進するとともに、体験や参 加型農業、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能によ る有効利用を促進する。

④ 臨海地域

本地域は、国道 329 号以東の埋立地を含む低地である。国道沿いには事業所をはじめ、幹線道路沿いの店舗等の市街地が形成されており、北部沿岸地域には供給処理施設や石油備蓄の工業系施設が立地している。この間に挟まれた形で農業振興地域が位置し、平坦で肥沃な土地条件の農業生産地となっている。また、南部の海岸域ではマリンタウン地区において、国道 329 号バイパス事業の一部供用開始や同地域へのアクセス道路の整備も進み、都市的土地利用の進展が図られている。

この地域では、国道沿いの市街地、沿岸部の工業地、マリンタウン地区等の市街地、農用地のそれぞれにおいて、有効な土地利用の展開と相互の調整が求められるところとなっている。特に今後、国道沿いと海岸側からの市街地形成の動きのなかで、間に挟まれた農業的土地利用における遊休農地の発生等、農業生産環

境の低下が顕在化しており、計画的で適正な土地利用の規制、誘導が必要となっている。

そうしたなかで、本地域は、計画的な市街地開発による市街地形成を図るとともに、既成市街地の環境改善を進めることとする。

また、工業地域では、基盤の拡充や既存工場の移転集約、新規工場の立地促進、緑化等による環境向上を促進し、地域内のアクセス道路等の整備・向上を図る。

マリンタウン地区においては、後背地の市街地整備と一体的に良好な市街地形成を進めるとともに、快適な海浜レクリエーション空間の創出及びそれらを活用した新たな観光リゾート空間の形成を促進する。

さらに農用地については、周辺の土地利用の動向を踏まえ、その保全を図るとともに、生産技術の向上や生産基盤の充実と経営の多角化及び体験や参加型農業、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能による有効利用を促進する。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために 必要な措置の概要

1. 公共の福祉の優先

土地利用については、公共の福祉を優先させるとともに、本町の自然的、社会的、 経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導 措置等を通じた総合的な対策を実施する。

2. 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及び土地利用関係法令の適切な運用や、県計画及び本計画等の土地利用に関する計画に基づき、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関との適切な調整を図る。 また、地域の実情に即した計画の策定と運用に資するため、住民参加による計画づくりを促進する。

3. 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と町土の均衡ある発展を図る。そのために、地域の特性に応じた整備施策を推進し、生活環境及び生産基盤を含めた総合的な環境整備を図る。

4. 町土の保全と安全性の確保

(1) 町土の保全

町土の保全と安全性の確保のため、町の傾斜地を占める森林等の保全を図る。そのため、各種の開発・計画等については、貴重な自然環境を損なわないように、規制及び誘導に努める。

(2)安全性の向上

市街地及び集落地域においては、災害に配慮した土地利用への誘導を図るとともに、河川改修、オープンスペースの確保、ライフラインや公共建築物の耐震化、災害時の情報伝達システムの構築と危険地域の情報の周知等の対策を推進する。

また、大規模地震に伴う津波災害に対応した高台への避難地指定や避難地に至る 避難路の設定、避難方法や避難地における共助などを記した災害対応マニュアル等 の周知などを盛込んだ地域防災計画の見直しを行う。

5. 環境の保全と美しい町土の形成

(1) 地球温暖化対策に配慮した都市づくり

地球環境保全に向けた取組を積極的に推進するため、太陽光等、新エネルギーの 導入促進、資源リサイクル、地産地消、効率的な交通システム等環境負荷の低減に 向けた土地利用を図るとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市空間等にお ける緑の適切な保全・整備を図る。

(2) 廃棄物の抑制及び適切な処理

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、 再生利用(リサイクル)を推進する。発生した廃棄物の適正な処理については、広域的・総合的に対応するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な施設整備を図る。あわせて、廃棄物の不法投棄等の防止に努める。

(3) 適正な土地利用による生活環境の保全

生活環境を保全するため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な 土地利用を図るとともに、必要に応じて緑地帯等の設置を促進する。

また、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。

(4) 健全な水環境の確保

農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、農業用水の確保、水辺空間等の保全による河川の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用、生活排水対策等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水環境の確保を図る。

(5) 自然環境の保全

野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみて優れている自然については、開発行為等の規制により適正な保全を図る。

農林業の生産活動を通じて生じた二次的な自然については、適切な農林業活動や 民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。

(6) 美しくゆとりある町土の保全

歴史的・文化的風土の保存、遺跡などの文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う。

また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、市街地及び集落地域においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成を図る。

(7) 良好な環境の確保

良好な環境を確保するため、開発行為等については、「西原町開発行為に関する指導要網」を適切に運用するとともに、事業の実施段階において環境影響評価を行うこと及び事業の特性を踏まえつつ公共事業の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

6. 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を行う場合には、転換後の地域社会に与える影響の大きさを十分留意したうえで、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況など、自然的・社会的条件を勘案して適正に行う。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速 やかに計画の見直し等の適切な措置を講じる。

さらに、農業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方で、低未利用地が増加していることから、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

(1)農用地の転換

農用地の利用転換を行う場合には、農業経営の安定、食料生産の確保及び地域農業に及ぼす影響に留意し、都市的土地利用との計画的な調整を行い、無秩序な転用の抑制と優良農用地の確保を図る。

(2)森林・原野

森林の利用転換を行う場合には、自然環境の保全に配慮し、災害防止、水資源の 涵養、大気浄化といった公益的機能の確保を図る。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との計画的な調整を図る。

(3) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換を行う場合には、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域をも含めて十分な調査と調整を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮し、適正な土地利用の転換を図る。

また、住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

7. 土地の有効利用の促進

(1) 農用地

農地については、農業の有する多面的機能の維持増進に配慮しながら、農業生産 基盤の整備を計画的に推進するとともに、農地流動化による担い手への集積を促進 する。また、立地条件に応じたほ場整備等、土地の有効利用を図る。

耕作放棄地については、農業生産力の維持強化と環境保全の観点から、その解消 と発生防止を図るための措置を講ずる。

(2) 森林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、森林の整備・保全を 計画的に推進する。また、美しい景観の形成や保健休養、文化、教育の場として森 林の空間利用を図る。

(3)原野

原野については、環境保全上の重要性を踏まえ、その保全を図るとともに、一方で、限られた土地の有効利用を進めるため、他の土地利用と調和を踏まえつつ、他用途への転換を図る。

(4) 水面 • 河川 • 水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能に必要な水量と水質の確保を 図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形 成を図る。

(5) 道路

一般道路については、広域交通網の確立、町内交通の円滑化等をめざし、道路の体系的な整備を進める。整備に当たっては、歩道のバリアフリー化や緑化等により、 良好でゆとりある道路景観の形成を図る。

(6) 住宅地

住宅地については、居住環境の整備を推進し、防災性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図るとともに、無秩序な拡大や拡散を防止し、新たな宅地需要にあっては、低未利用地の活用を優先する。さらに、既存の住宅ストックの適切な維持管理や計画的な更新により、流通促進等を通じて持続的な利用を図る。

(7) 工業用地

工業用地については、既存の工業団地の有効活用を図り、地域特性を活かした企業立地や産業創出に必要な工業用地の確保を図る。さらに、工業適地となる用地の確保に努めることで、工場の集団化等により、まとまりのある工業地区の形成を図る。

(8) 低未利用地

低未利用地については、計画的かつ適正な活用を促進する。

(9) 耕作放棄地

耕作放棄地については、町土の有効利用および環境保全の観点から、周辺土地利用との調和を図りつつ、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地等への転換を図る。

(10) その他

日常の町民生活のうえで欠くことのできない文教施設、福祉施設、公園緑地等の公共・公益用施設については、多様化する町民ニーズや少子・高齢化、*コミュニケーション手段の多様化や情報活用力の高度化、*ボーダレス化等の社会背景に対応していくために、適正な配置とその用地の確保に努めながら、有効利用を図る。

※ストック:ためておくこと。蓄えておくこと。

※コミュニケーション:社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと。 言語・文字・身振りなどを媒介として行われる。

※ボーダレス:境界がない、国境がない、などの意。ジャンルに分けられないこと。 また、そのさま。

(8. 多様な主体の参画・連携

土地所有者以外の者が、土地の管理や保全活動に参加することにより、町土の管理 水準の向上等直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや地域における交流 促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など、適切な町土の利用に資する効果が 期待できる。

このため、所有者、地域住民、企業、行政、他地域など、多様な主体が様々な方法により町土の適切な管理に参画していく協働の取り組みを推進する。

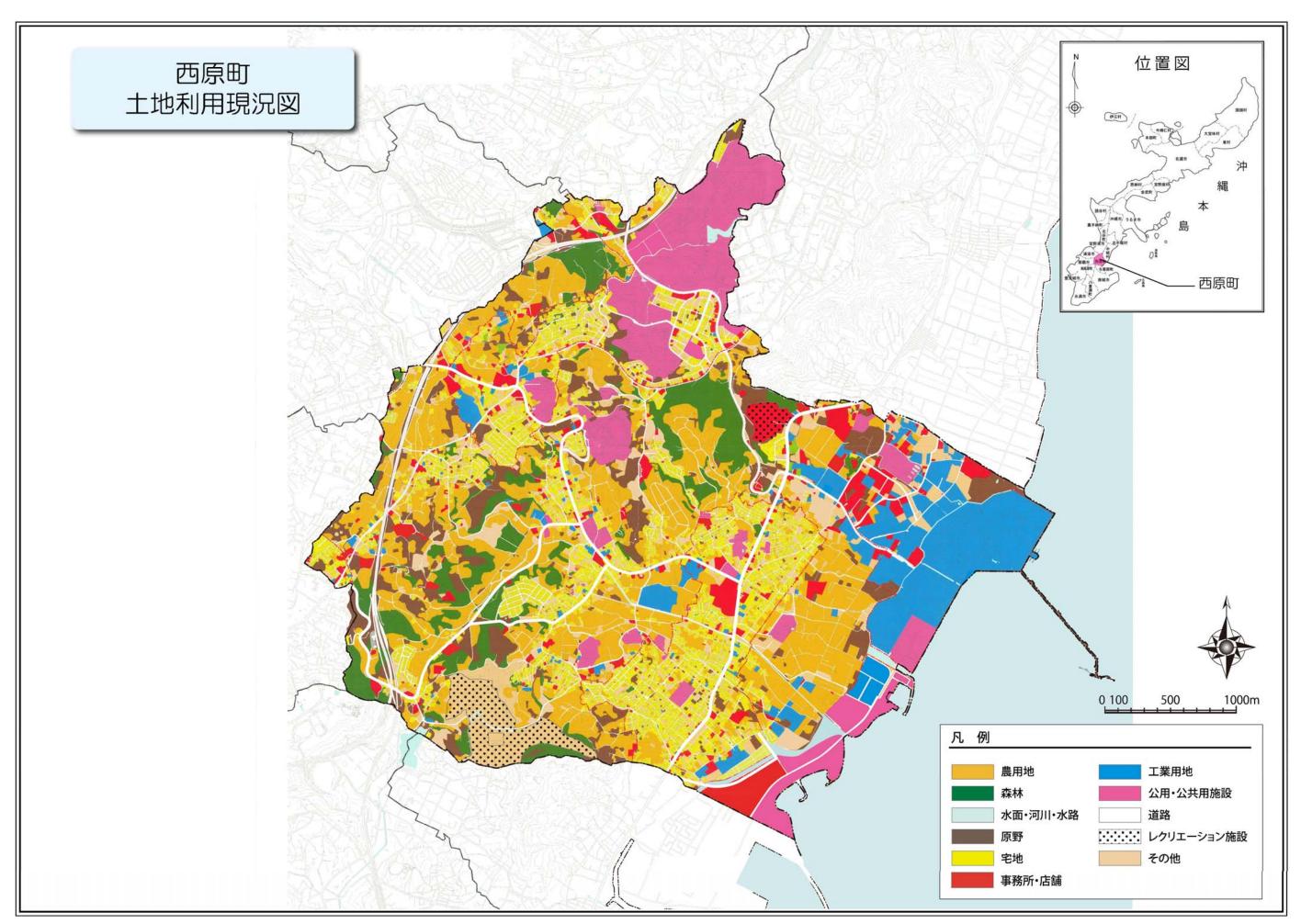
9. 町土に関する調査の推進

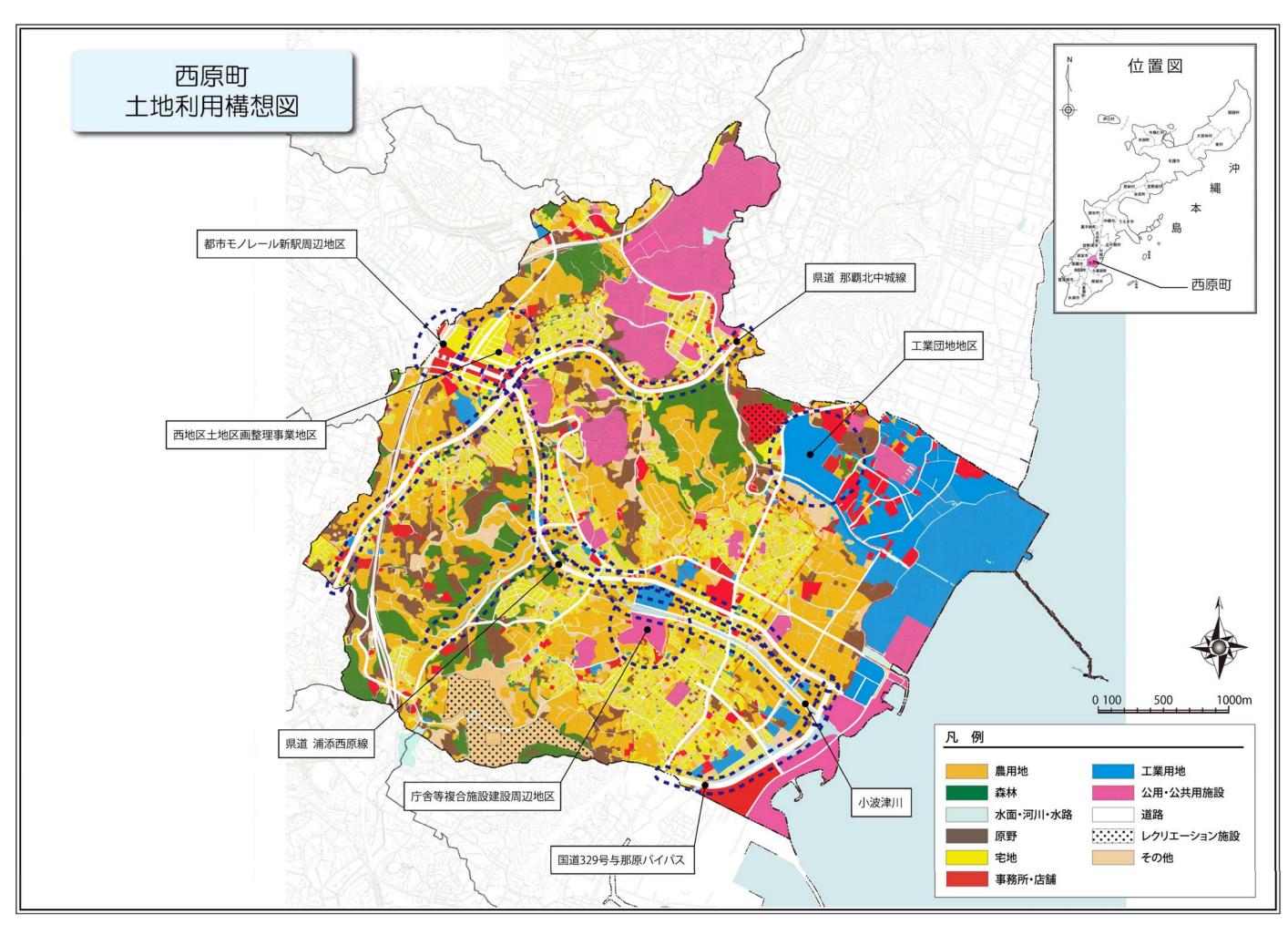
町土の効果的な利用を推進するため、国や県、町等が実施する土地に関する基礎的な調査について、結果の収集、分析を行い、町の施策に反映させる。

本計画の推進等にあたっては、具体的な施策展開を担う他の関係機関等との調整、連携を図り、その実施状況をみながら効果的な土地利用を推進する。

10. 指標の活用と進行管理

適切な町土管理に資するため、計画の推進等にあたっては各種計画の指標の活用を 図る。また、本計画の適切な管理を図るため、町土利用の動向、課題、各種措置の状 況等について把握に努める。





説明資料

- 1. 計画における地域区分
- 2. 計画における主要指標
- 3. 人口フレーム一覧表
- 4. 町土の利用区分の定義
- 5. 町土の土地利用の推移
- 6. 利用区分ごとの町土利用の規模の目標

1. 計画における地域区分



2. 計画における主要指標

(1)人口関係

■人口・世帯数の推移

				平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
		総数	(人)	25, 489	28, 516	32, 777	33, 733	34, 766
		構成比	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	人	男	(人)	12, 972	14, 302	16, 508	16, 838	17, 328
	口	構成比	(%)	50.9	50. 2	50. 4	49.9	49.8
		女	(人)	12, 517	14, 214	16, 269	16, 895	17, 438
		構成比	(%)	49. 1	49.8	49.6	50. 1	50.2
人口	増	総数	(人)	3, 508	3, 027	4, 261	956	1,033
, ,	加	男	(人)	1,718	1, 330	2, 206	330	490
	数	女	(人)	1, 790	1,697	2,055	626	543
	増	全体	(%)	16.0	11. 9	14. 9	2. 9	3. 1
	加	男	(%)	15. 3	10. 3	15. 4	2.0	2.9
	率	女	(%)	16. 7	13. 6	14. 5	3.8	3.2
	人	口密度	人/km²	1, 673	1,871	2, 105	2, 130	2, 195
		世帯総	数	6, 989	8, 323	10, 409	11, 280	12, 118
世	増	増加	数	1, 247	1, 334	2,086	871	838
帯	減	増加率		21.7	19. 1	25. 1	8. 4	7.4
	1世帯当たり人員			3.6	3. 4	3. 1	3. 0	2.9
	面積(k㎡)			15. 24	15. 24	15. 57	15.84	15. 84

資料:国勢調査

■年齢階層別人口の推移(5歳階層別)

(人)

	平成2年		平成2年			平成7年		3	平成12年		3	平成17年	:
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	総数	25, 489	12, 972	12, 517	28, 516	14, 302	14, 214	32, 777	16, 508	16, 269	33, 733	16, 838	16, 895
	0~4	2, 142	1, 113	1, 029	2,002	1,024	978	2, 157	1, 099	1,058	2,030	1,007	1, 023
	5~9	2, 352	1,204	1, 148	2, 358	1, 200	1, 158	2, 300	1, 186	1, 114	2, 167	1,092	1,075
	10~14	2, 211	1, 158	1,053	2, 432	1, 240	1, 192	2, 501	1, 297	1,204	2, 293	1, 183	1, 110
	15~19	2, 576	1,370	1, 206	2, 582	1, 365	1,217	2, 775	1, 456	1,319	2, 784	1,487	1, 297
	20~24	2, 184	1,222	962	2,878	1, 577	1,301	2, 952	1,617	1, 335	2, 997	1,577	1,420
	25~29	1,673	854	819	1, 929	940	989	2,605	1, 301	1,304	2, 354	1, 182	1, 172
	30~34	1, 927	959	968	1, 919	977	942	2, 291	1, 105	1, 186	2, 523	1,258	1, 265
	35~39	2, 239	1, 105	1, 134	2, 122	1,036	1,086	2, 142	1,098	1,044	2, 236	1, 125	1, 111
	40~44	1,840	964	876	2, 378	1, 188	1, 190	2, 295	1, 140	1, 155	2, 115	1,064	1,051
年	45~49	1, 305	657	648	1,879	967	912	2, 452	1, 234	1,218	2, 315	1, 143	1, 172
齢	50~54	1, 259	669	590	1, 368	680	688	1, 936	1,006	930	2, 466	1,235	1, 231
区分	55~59	903	473	430	1, 321	689	632	1, 427	705	722	1, 969	1,008	961
73	60~64	744	343	401	954	486	468	1, 383	723	660	1, 453	717	736
	65~69	557	220	337	749	352	397	976	495	481	1, 357	710	647
	70~74	477	199	278	538	215	323	755	337	418	933	459	474
	75~79	325	129	196	463	162	301	537	207	330	698	289	409
	80~84	199	67	132	315	108	207	395	126	269	482	157	325
	85~89	132	38	94	197	62	135	288	90	198	312	87	225
	90~94	56	21	35	103	28	75	142	33	109	166	40	126
	95~99	20	4	16	24	5	19	55	10	45	61	13	48
	100以上	2	-	2	5	1	4	3	-	3	15	1	14
	年齢不明	366	203	163	0	-	-	410	243	167	7	4	3
15点	表未満人口	6, 705	3, 475	3, 230	6, 792	3, 464	3, 328	6, 958	3, 582	3, 376	6, 490	16,838	16, 895
	対総数比(%)	26. 3	26.8	25.8	23.8	24. 2	23.4	21.2	21. 7	20.8	19. 2	100.0	100.0
15	~64歳人口	16, 650	8,616	8, 034	19, 330	9, 905	9, 425	22, 258	11, 385	10,873	23, 212	11,796	11, 416
	対総数比(%)	65. 3	66.4	64. 2	67.8	69.3	66.3	67. 9	69. 0	66.8	68.8	70.1	67.6
65点	歲以上人口	1, 768	678	1,090	2, 394	933	1, 461	3, 151	1, 298	1,853	4, 024	1,756	2, 268
	対総数比(%)	6. 9	5. 2	8. 7	8.4	6. 5	10.3	9. 6	7. 9	11.4	11.9	20.4	13.4

資料:国勢調査

■産業大分類別就業者の推移

		平成	2年	平成	7年	平成	12年	平成	17年
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
	総人口	25, 489		28, 516		32,777		33, 733	
	就業者人口/比率	10, 101	39. 6	11,882	41.7	13, 717	41.8	13, 927	41.3
第	小計	556	5. 5	471	4.0	398	2.9	348	2.5
一次	農業	539	2. 1	451	1.6	385	1.2	334	1.0
産	林業	_	-	_	-	1	0.0	_	-
業	水産業	17	0.1	20	0.1	12	0.0	14	0.0
第	小計	2, 514	24. 9	2,693	22.7	2,881	21.0	2,617	18.8
二次	鉱業	4	0.0	7	0.0	3	0.0	1	0.0
産	建設業	1, 388	5. 4	1,554	5. 4	1,820	5. 6	1,662	4.9
業	製造業	1, 122	4.4	1, 132	4.0	1,058	3. 2	954	2.8
	小計	6, 984	69. 1	8, 703	73. 2	10, 400	75.8	10, 752	77. 2
	卸・小売業・飲食店	2, 264	8.9	2,822	9. 9	3, 313	10.1	3, 290	9.8
第	金融保険業	239	0.9	354	1.2	285	0.9	272	0.8
三次	不動産業	113	0.4	125	0.4	122	0.4	155	0.5
産	運輸・通信業	609	2.4	698	2.4	789	2.4	998	3.0
業	電気・ガス・水道業	65	0.3	88	0.3	97	0.3	83	0.2
	サービス業	3, 143	12.3	3, 962	13.9	4, 999	15. 3	5, 230	15. 5
	公務	551	2.2	654	2. 3	795	2.4	724	2. 1
	分類不能の産業	47	0.2	15	0.1	38	0.1	210	0.6
	※各産業毎の割合は就業人口に占める割合 資料:国勢調査								

(2) 産業関係

① 農林水産業関係

■農家戸数の推移

		平成2	年	平月	戊7年	平成		平成	过17年
農家数 (販売農家数)	実数	652	(376)	469	(267)	446	(200)	371	(141)
戸	増減率	_		△28.1	(△29.0)	△4.9	(△25.1)	△16.8	(△29.5)
専業農家数	実数		58		89		56		55
戸	増減率	_			53. 4		△37. 1		△1.8
兼業農家数	実数		445		178		144		86
戸	増減率	_			△60.0		△19.1		△40.3
第一種兼業	実数		76		25		34		15
戸	増減率	_			△67. 1		36.0		△55. 9
第二種兼業	実数		369		153		110		71
戸	増減率	_			△58. 5		△28. 1		△35.5
農家人口	実数		2,833		1,808		1,725		1, 307
戸	増減率	_			△36. 2		△4.6	tot alla sit	△24. 2

料:農業センサス

■経営耕地面積の推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年				
経営耕地面積	実数	230. 53	163.55	106. 01	104.00				
(ha)	増減率	_	△ 29.1	△ 35.2	△ 1.9				
田	実数	-	_	_	_				
(ha)	増減率	ı	ı	ı	_				
畑	実数	229.50	159.82	104. 73	62.00				
(ha)	増減率	I	△ 30.4	△ 34.5	△ 40.8				
樹園地	実数	1.02	3.73	1. 28	2.00				
(ha)	増減率	ı	265. 7	△ 65.7	56. 3				
1戸あたりの経営耕地	実数	0.354	0. 349	0. 238	0.230				
(ha)	増減率		△ 1.4	△ 31.8	△ 3.4				

資料:農業センサス

■農地転用の状況(農地法第4条、5条)

	平月	戊17年	平月	戊18年	平月	戊19年	平月	平成20年		平成21年	
	件数	面積									
総数	68	36, 352	86	62, 369	93	31, 268	71	32, 783	67	35, 117	
住宅	29	9, 123	37	20, 209	47	12, 566	41	8,814	35	8, 165	
貸住宅	7	4,530	10	8, 211	2	1, 991	6	5,054	7	4, 266	
資材置場	2	1,055	9	7, 470	13	6, 954	9	5, 753	7	7, 723	
工場	-	-	1	259	-	-	1	3, 233	-	-	
住宅兼共同住宅	2	815	2	676	3	676	ı		-	_	
その他	28	20,829	27	25, 544	28	9, 081	14	9,929	18	14, 963	

資料:統計にしはら (第22号)

②工業関係

■中分類別事業所等の推移

単位:万円

		平成	17年		平成	18年		平成	19年		平成	20年
	事業 所数	従業員数	製造品 出荷額	事業 所数	従業 員数	製造品 出荷額	事業 所数	従業員数	製造品 出荷額	事業 所数	従業 員数	製造品 出荷額
合計	104	2,903	17, 162, 168	80	2, 397	18, 780, 515	88	2,971	19, 276, 692	107	3, 157	24, 676, 906
食料品	17	1, 309	1, 098, 550	13	1, 345	999, 570	17	1,478	1, 106, 102	18	1,607	1, 518, 485
飼料たばこ	1	11	X	1	10	X	1	8	X	2	63	X
繊維	-	_	-	-	_	_	_	-	-	-	_	_
木材	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	_
家具	10	68	52, 478	7	61	30, 721	11	91	64, 624	12	87	64, 869
パイプ	-	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	_
印刷	7	256	409, 464	5	246	412, 183	4	245	423, 100	9	251	412, 046
化学	1	92	X	1	71	X	1	62	X	-	-	-
石油	2	129	X	2	128	X	2	127	X	2	154	Х
プラスチック	3	35	27, 638	3	36	29, 341	3	35	32, 600	1	18	32, 600
ゴム製品	2	12	X	-	-	_	-	-	_	1	2	Х
毛皮	-	-	_	_	-	_	-	-	_	-	-	_
土石	10	339	585, 056	9	315	461, 483	9	302	683, 298	11	328	587, 025
鉄鋼	2	61	X	1	45	X	1	47	X	1	33	Х
金属	36	486	572, 621	30	46	578, 523	31	492	591, 780	37	530	740, 957
機械	5	56	X	4	59	X	4	49	X	2	17	Х
電気機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	23	Х
輸送	-	-	-	_	_	-	-	-	_	-	-	_
その他	8	49	17, 204	4	35	14, 244	4	35	18, 668	8	44	18, 986
再 パイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
掲砂糖	-	_	-	-	_	_	_	-	_	-	_	-

資料:沖縄県の工業

③商業関係

■商業の現況

			商店数			従業者数		販		
		H14	H16	H19	H14	H16	H19	H14	H16	H19
	卸売業	71	63	60	728	761	720	30, 378	29, 960	47, 393
	小売業	277	307	312	1,700	2, 286	2, 275	23, 144	30, 944	33, 365
	各種商品	ı	3	ı	ı	455	ı	ı	3, 282	_
	織物・衣類・ 身のまわり品	12	28	30	39	134	172	295	855	1, 543
内訳	飲料食品	102	97	104	687	626	1,067	8, 218	6, 533	13, 283
印人	自動車自転車	52	57	59	231	254	222	3, 681	4, 487	4, 810
	家具建具什器	14	22	20	120	84	69	4, 083	1, 421	551
	その他	97	100	99	623	733	745	6, 867	14, 366	13, 178
	総計	348	370	372	2, 428	3, 047	2, 995	53, 522	60, 904	80, 758

資料:沖縄県の商業

(3)交通関係

■道路整備状況

		実延長	改良率	舗多	長率	道路面積
		(m)	(%)	高級	簡易含	(m²)
	高速道	-	-	-		_
	国道	3, 450	100.0	100.0	100.0	62, 366
平成13年	県道	19, 800	83. 6	83. 6	100.0	360, 281
	町道	89, 332	40. 4	51.5	85. 5	633, 042
	計	112, 582	49.8	58. 7	88. 5	1, 055, 688
	高速道	_	-	-	-	-
	国道	3, 922	100.0	100.0	100.0	74, 791
平成14年	県道	20, 042	83. 8	83.8	100.0	355, 071
	町道	89, 332	40.3	51.6	85. 5	633, 390
	計	113, 296	50. 1	58. 9	88. 5	1, 063, 252
	高速道	4,500	100.0	100.0	100.0	235, 961
	国道	3, 922	100.0	100.0	100.0	74, 791
平成15年	県道	19, 997	83. 8	83.8	100.0	74, 791
	町道	89, 418	52. 2	62. 2	85. 5	636, 567
	計	117, 837	61.0	61.0	89. 0	1, 303, 839
	高速道	4, 511	100.0	100.0	100.0	198, 380
	国道	3, 922	100.0	100.0	100.0	74, 791
平成16年	県道	19, 997	83.8	83.8	100.0	356, 520
	町道	89, 404	42. 1	53.3	86. 5	637, 915
	計	117, 834	53. 3	61.8	89.8	1, 267, 606
	高速道	4, 511	100.0	100.0	100.0	198, 380
	国道	3, 922	100.0	100.0	100.0	74, 791
平成17年	県道	20, 005	83. 8	83.8	100.0	351,842
	町道	89, 404	42. 1	53. 3	86. 5	637, 915
	計	117, 842	53. 3	61.8	89.8	1, 262, 928
	高速道	4, 511	100.0	100.0	100.0	198, 380
	国道	3, 922	100.0	100.0	100.0	74, 791
平成18年	県道	21, 062	84. 1	84. 3	100.0	364, 504
	町道	89, 404	42. 1	53.3	86. 5	637, 915
	計	118, 899	53. 6	62. 1	89. 9	1, 275, 590
	高速道	4, 511	100.0	100.0	100.0	198, 380
	国道	3, 922	100.0	100.0	100.0	74, 791
平成19年	県道	21, 079	82. 9	83. 1	100.0	362, 095
	町道	89, 667	42.3	53.5	86.6	643, 963
	計	119, 179	53. 5	62.0	89. 9	1, 279, 229
	高速道	4, 511	100.0	100.0	100.0	198, 380
	国道	3, 922	100.0	100.0	100.0	74, 791
平成20年	県道	21, 079	82. 9	83. 1	100.0	362, 095
	町道	91, 701	44. 1	55. 0	86. 9	665, 003
	計	121, 213	54. 8	63. 0	90. 1	1, 300, 269
	高速道	4, 511	100.0	100.0	100.0	198, 380
	国道	4, 219	100.0	100.0	100.0	116, 363
平成21年	県道	21, 079	82. 9	83. 1	100.0	362, 095
	町道	91, 701	44. 1	55. 0	86. 1	665, 003
	計	121, 510	54. 9	63. 1	90. 1	1, 341, 841

資料:道路施設現況調査

(4)保全等

■保全等規制現況

単<u>位</u>: ha

					早业:IIa
区分	Ý	法的:	上地利用規制	面積	備考
	都市計画区域			1, 584. 0	沖縄県土地利用規制図説明書(平成22年
	Ī	市街	化区域	638.0	3月)
都市計画関係			住居系	430.5	
101111 回 (1) (1)			商業系	20.8	
			工業系	186. 7	
	Ī	市街	化調整区域	946.0	
	農業振	長興地	1域	946.0	同上
)	農用均	也区域	331.0	
)	農地具	以外の農振区域	615.0	
	森林地	地域		126.0	同上
農業・森林関係	国有林				
]	民有相	床	126.0	
			県有林	3.0	
			市町村林	3.0	
			私有林	120.0	
7+ ((BB 155	急傾斜地崩壊危険地区域			3. 38	棚原0.4417ha 小橋川0.369ha
防災関係	地すべり防止区域			13. 3	池田(7.82ha)津 花波(5.43ha)
文化財保護関係	埋蔵文化財包蔵地			25件	
海岸、港湾、漁港関係	港湾区域			23, 958. 0	うるま市、沖縄市、南城市、北中城村、西原町、 与那原町

資料:沖縄県土地利用現況図説明書

3. 人口フレーム一覧表

		平成12年	平成17年	平成22年	平成28年	平成33年
		(国勢調査)	(国勢調査)	(国勢調査)	(想定)	(想定)
	総数	32,777	33, 733	34, 766	35, 500	36, 000
	増加数	_	956	1, 033	734	500
人口	増加率	_	2. 9	3. 1	2. 1	1. 4
	趨勢比	100.0	102. 9	106. 1	108. 3	109.8
	人口密度(人/km2)	2,069	2, 130	2, 195	2, 241	2, 273
	総数	10, 409	11, 280	12, 118	13,000	14, 000
世	増加数	-	871	838	882	1,000
帯	増加率	_	8. 4	7. 4	7. 3	7. 7
数	趨勢比	100.0	108. 4	116. 4	124. 9	134. 5
	一世帯当り人口	3. 1	3.0	2.9	2.7	2.6
義	総数	4, 350	4, 021	3, 886	3, 500	3, 100
務	増加数	_	△ 329	△ 135	△ 386	△ 400
教育	増加率	_	△ 7.6	△ 3.4	△ 9.9	△ 11.4
人	趨勢比	100.0	92.4	89. 3	80. 5	71. 3
П	対人口比	13.3	11.9	11. 2	9.9	8.6
774	総数	22, 258	23, 212	23, 590	23, 700	23, 700
労働	増加数	_	954	378	110	0
力	増加率	_	4.3	1.6	0.5	0.0
人口	趨勢比	100.0	104. 3	106. 0	106. 5	106. 5
	対人口比	67.9	68.8	67. 9	66.8	65.8
六	総数	3, 151	4, 024	4, 867	6,000	6, 900
五歳	増加数	-	873	843	1, 133	900
以	増加率	-	27. 7	20. 9	23. 3	15. 0
上人	趨勢比	100.0	127.7	154. 5	190. 4	219. 0
П	対人口比	9.6	11. 9	14. 0	16. 9	19.2

※面積は、15.84を利用

4. 町土の利用区分の定義

② (2) 経草数枚地	利用区分	定義	把 握 方 法
(1) 農地	1. 農用地		〇 田+畑+採草放牧地
田田 ○ 水田 → 被当なし	(1)農地		〇 田+畑
□ 類型 □ 類型 □ 類型 □ 類型の作的で表生に対象性の主義である。 □ 動物の発展文は家畜の放牧の目的に供きれるもの □ 国有林と民有林の合計であり、林道は含まない □ 国有林と民有林の合計であり、林道は含まない □ 国有林と民有林の合計であり、林道は含まない □ 国有林と民有林の合計 □ 素林医療条第項に定める蓄林であって同法同条 □ 第2年に関する概要調書(上地に関する概要調書後告書) □ 本語・同川・木路 □ がある。 □ がある。 □ は成本計画対象民有林の分計 □ がある。 □ は成本計画対象民有林の分計 □ がある。 □ は成本計画対象民有林の分計 □ がある。 □ は成本計画対象民有林の分 □ は成本計画対象民有体の分 □ は成本計画対象民有体の方 □ が表面に関する概要調書(土地に関する概要調書(土地に関する概要調書(土地に関する概要調書(本語・同川・木路 □ 水路 □ で、本路 □ 農業用用排木路 □ 水路 □ で、本路 □ 農業用用排木路 □ 水路 □ 本路 □ 本路 □ 本路 □ 本 □ 本 □ 本 □ 本 □ 本 □ 本	а 田	〇 水田	
②変華 放牧地 のための探章又は家畜の放牧の目的に供きれるも のための探章又は家畜の放牧の目的に供きれるも 日 国有林 日 日 日 日 日 日	b 畑	〇 畑	
□ 国有林 □ 特野庁所管国有林、管行造林地及びその他名庁所 □ 資	(2)採草放牧地	のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるも	
■ 国有林 管国有林の合計	2. 森林	○ 国有林と民有林の合計であり、林道は含まない	○ 国有林+民有林
□ 財子 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	a 国有林		平成18年4月(5年に1度策定)
	b 民有林	第3項に定める民有林	1 ○ 2005年農林業センサス
a 水面	3. 原野		
a 水面 の水面面積 ○ 天然湖沼+人口湖+ため池 b 河川 ○ 一級河川+準用河川+その他市町村管理河川 c 水路 ○ 農業用用排水路 小路面積=(整備済畑面積×整備済畑の水路率) 5. 道路 ○ 一般道路、農道、林道の合計 ○ 小路直積×未整備畑の水路率) 5. 道路 ○ 一般道路、農道、林道の合計 ○ 上級道路+農道+林道 a 一般道路 ○ 高速道路、国道及び県道、市町村道の合計 ○ 道路施設現況調書 b 農道 ○ 持機道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道 ○ 株道延長に一定幅(8 m標準)を乗じて算出 → 該当なし c 林道 ○ 国有林林道及び民有林林道のうち、林道規定第4条 の自動車道に必要な土地 ○ 「固定資産概要調書」の評価総地籍の住宅用地を30合計。 ○ 「固定資産概要調書」の評価総地籍と非課税面積に必要な企业 6. 宅地 ○ 「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地籍の住宅用地で、非課税地籍の付金を担用地、町営住宅用地を加えたもの合計。 ○ 「固定資産概要調書(土地に関する概要調書 小規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅」 b 工業用地 ○ 「工業統計表(用地・用水綱)」にいう「事業所敷地面積積 ○ 用地用水綱の従業者規模30人以上事業所の敷地面積度 c その他の宅地 ○ 本、bの区分のいずれにも該当しない宅地、事務所、店舗用地等 ○ 「固定資産概要調書 (土地に関する概要調書 住宅地以外の宅地)」-「工業用地」 7. その他 ○ 耕作放棄地、レリエージュン施設、公共・公共施設、海上記1~6を引いた面積から、上記1~6を引いた面積 ○ 「全国都道府県市町村別面積調」における町面積がら、上記1~6を引いた面積 合計 ○ 国土地理院「全国市町村面積調」の面積 ○ 「全国都前村村間積調」	4. 水面・河川・水路	○ 水面、河川及び水路の合計	○ 水面+河川+水路
皮 水路	a 水面		○ 天然湖沼+人口湖+ため池
c 水路 ○ 農業用用排水路 + (未整備畑の水路率) 5. 道路 ○ 一般道路、農道、林道の合計 ○ 一般道路+農道+林道 a 一般道路 高速道路、国道及び県道、市町村道の合計 道路施設現況調書 b 農道 機地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「市町村農道と吸じたほ場外農道と吸した。 機道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場内農道なし c 林道 国有林林道及び民有林林道のうち、林道規定第4条の自動車道 ・林道延長に一定幅(8m標準)を乗じて算出・大路当なし 6. 宅地 建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地の合計。 「固定資産概要調書」の評価総地籍と非課税面積に必要な土地の合計。 値を用地に、非課税地籍のうち、県営住宅地用地、町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたものの計。 「固定資産概要調書(土地に関する概要調書・小規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅」が農技・一般住宅地」」+「公営・公務員住宅」が農技・一般住宅地」」+「公営・公務員住宅」が農技・一般住宅地」」・「正業所の敷地面積 c その他の宅地 「工業統計表(用地・用水編)」にいう「事業所財・規模・一般住宅地)」・「工業用地」 c その他の宅地 「固定資産概要調書(土地に関する概要調書・住宅地以外の宅地)」・「工業用地」 7. その他 耕作放棄地、レクリエーション施設、公共・公共施設、海岸、その他 「全国都道府県市町村別面積調」における町面積から、上記1~6を引いた面積 合 計 国土地理院「全国市町村面積調」の面積 「全国市町村面積調」	b 河川		○ 一級河川+二級河川+準用河川+その他市町村管 理河川
a 一般道路	c 水路	〇 農業用用排水路	
b 農道 農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道 農道台帳調書 c 林道 国有林林道及び民有林林道のうち、林道規定第4条の自動車道 林道延長に一定幅(8 m標準)を乗じて算出→散当なし 6. 宅地 建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地 「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地籍の合計。 6. 宅地 「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地籍の住宅用地に、非課税地籍のうち、県営住宅地用地、町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたものの計算性を加えたものの方式を表現している。 「固定資産概要調書(土地に関する概要調書 小規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅」があれる。 b 工業用地 「工業統計表(用地・用水編)」にいう「事業所敷地面積で従業員30人以上の工場敷地面積で従業員30人以上の工場敷地面積で、「固定資産概要調書(土地に関する概要調書住所、店舗用地等である。」「固定資産概要調書(土地に関する概要調書住宅地以外の宅地)」ー「工業用地」の「全国都道府県市町村別面積調」における町面積岸、その他 7. その他 耕作放棄地、レクリェーション施設、公共・公共施設、海岸、その他 「全国都道府県市町村別面積調」における町面積から、上記1~6を引いた面積 合 計 国土地理院「全国市町村面積調」の面積 「全国市町村面積調」	5. 道路	○ 一般道路、農道、林道の合計	○ 一般道路+農道+林道
b 農道 大農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場	a 一般道路	○ 高速道路、国道及び県道、市町村道の合計	○ 道路施設現況調書
c 林道 の自動車道 →該当なし 6. 宅地 建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地 「固定資産便概要調書」の評価総地籍の合計。 6. 宅地 「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地籍の合計。 「固定資産概要調書(土地に関する概要調書 小規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅」地、町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたものの b 工業用地 「工業統計表 (用地・用水編)」にいう「事業所敷地面積 積 用地用水編の従業者規模30人以上事業所の敷地面積 積 c その他の宅地 a、bの区分のいずれにも該当しない宅地、事務所、店舗用地等 「固定資産概要調書(土地に関する概要調書(生地以外の宅地)」-「工業用地」 7. その他 耕作放棄地、レクワエーション施設、公共・公共施設、海岸、その他 「全国都道府県市町村別面積調」における町面積から、上記1~6を引いた面積 合 計 国土地理院「全国市町村面積調」の面積 「全国市町村面積調」	b 農道	村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場	〇 農道台帳調書
 6. 宅地 に必要な土地 の合計。 「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地籍の 住宅用地に、非課税地籍のうち、県営住宅地用地、町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたものの して業用地 「工業統計表 (用地・用水編)」にいう「事業所敷地面積 で従業員30人以上の工場敷地面積 ロー般住宅地)」+「公営・公務員住宅」を加えたものの 「加速資産概要調書(土地に関する概要調書(土地に関する概要調書(土地に関する概要調書(大地に関する概要調書(大地に関する概要調書)のでは、事務所、店舗用地等 「固定資産概要調書(土地に関する概要調書(土地に関する概要調書)のでは、事務が、店舗用地等 「「全国都道府県市町村別面積調」における町面積がら、上記1~6を引いた面積 日土地理院「全国市町村面積調」の面積 「全国市町村面積調」 	c 林道		
は宅地 住宅用地に、非課税地籍のうち、県営住宅地用地、町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの 規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅 規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅 規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅 規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅 規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅 規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅 規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅 規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅 規模・一般住宅地)」+「公営・公務員住宅」	6. 宅地		○ 「固定資産概要調書」の評価総地籍と非課税面積 の合計。
b 工業用地 敷地面積」で従業員30人以上の工場敷地面積 積 c その他の宅地 ○ a、bの区分のいずれにも該当しない宅地、事務 所、店舗用地等 ○ 「固定資産概要調書(土地に関する概要調書 住宅地以外の宅地)」 — 「工業用地」 つ 耕作放棄地、レクリエーション施設、公共・公共施設、海 岸、その他 ○ 財・その他 ○ 国土地理院「全国市町村面積調」の面積 ○ 「全国市町村面積調」 「全国市町村面積調」	a 住宅地	住宅用地に、非課税地籍のうち、県営住宅地用 地、町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたも	
c その他の宅地 所、店舗用地等 宅地以外の宅地)」-「工業用地」 7. その他 耕作放棄地、レクリエーション施設、公共・公共施設、海岸、その他 「全国都道府県市町村別面積調」における町面積から、上記1~6を引いた面積 合 計 回土地理院「全国市町村面積調」の面積 「全国市町村面積調」	b 工業用地		○ 用地用水編の従業者規模30人以上事業所の敷地面 積
7. その他	c その他の宅地		
	7. その他		
市 街 地 ○ 国勢調査による「人口集中地区」の面積 ○ 「国勢調査結果」	合 計	○ 国土地理院「全国市町村面積調」の面積	〇 「全国市町村面積調」
	市 街 地	○ 国勢調査による「人口集中地区」の面積	〇 「国勢調査結果」

5. 町土の土地利用の推移

利用区分	基準 平成: (a	22年	中間平成				增減量 (b-a)	増減比 (b-a) a*100
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	(ha)	(%)
1. 農用地	218.0	13.8	199. 6	12.6	181.1	11.4	△ 36.9	△ 16.9
(1)農地	202.0	12.8	184. 4	11. 6	166.8	10.5	△ 35.2	△ 17.4
а 田	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	_
b 畑	202.0	12.8	184. 4	11. 6	166.8	10.5	△ 35.2	△ 17.4
(2)採草放牧地	16.0	1.0	15. 2	1.0	14. 3	0.9	△ 1.7	△ 10.6
2. 森林	125.0	7.9	123.8	7.8	122.6	7.7	△ 2.4	△ 1.9
a 国有林	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	_
b 民有林	125.0	7. 9	123.8	7.8	122.6	7.7	△ 2.4	△ 1.9
3. 原野	137.8	8.7	135. 4	8. 5	133.0	8.4	△ 4.8	△ 3.5
4. 水面・河川・水路	10.2	0.6	11. 3	0.7	12.4	0.8	2. 2	21. 6
a 水面	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	_
b 河川	10.2	0.6	11. 2	0.7	12.2	0.8	2.0	19. 6
c 水路	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.2	_
5. 道路	138.8	8.8	155. 6	9.8	172.3	10.9	33. 5	24. 1
a 一般道路	134. 1	8.5	150.9	9. 5	167.7	10.6	33. 6	25. 1
b 農道	4.7	0.3	4. 7	0.3	4.6	0.3	△ 0.1	△ 2.1
c 林道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	_
6. 宅地	391.0	24.7	399. 9	25. 2	408.7	25.8	17.7	4. 5
a 住宅地	211. 2	13. 3	211. 9	13. 4	212.6	13. 4	1. 4	0. 7
b 工業用地	114. 9	7. 3	120.8	7. 6	126. 7	8.0	11.8	10. 3
c その他の宅地	64.9	4. 1	67. 2	4. 2	69. 4	4.4	4. 5	6. 9
7. その他	563. 2	35. 5	558. 4	35. 3	553.9	35.0	△ 9.3	△ 1.7
合 計	1, 584. 0	100.0	1, 584. 0	100.0	1, 584. 0	100.0	0.0	0.0

6. 利用区分ごとの町土利用の規模の目標

	平成22	年度		都市計	十画道路			小沙	支津川		市街地開発	道路整備、	目標年次	(H33)	中間年次	(H28)
	現況土地	也利用	現況土	地利用	施行後	面積増減	現況土	地利用	施行後	面積増減	に伴う面積	開発等に伴	の土地和	川用面積	の土地利	用面積
	面積	比率	面積	比率	面積	凹惧垍俠	面積	比率	面積	山快归俠	増減	う増減	面積	割合	面積	割合
農用地	218.0	0.1	4.0	0.1	0.0	△ 4.0	0.3	0.1	0.0	△ 0.3	△ 32.6	△ 36.9	181.1	0.114	199.6	0.126
田	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.000	0.0	0.000
畑	202.0	0.1	3.7	0.1	0.0	△ 3.7	0.3	0.1	0.0	△ 0.3	△ 31.3	△ 35.2	166.8	0.105	184.4	0.116
採草放牧地	16.0	0.0	0.3	0.0	0.0	△ 0.3	0.1	0.0	0.0	△ 0.1	△ 1.3	△ 1.7	14.3	0.009	15.2	0.010
森林	125.0	0.1	2.3	0.1	0.0	△ 2.3	0.2	0.1	0.0	△ 0.2	0.0	△ 2.4	122.6	0.077	123.8	0.078
国有林	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.000	0.0	0.000
民有林	125.0	0.1	2.3	0.1	0.0	△ 2.3	0.2	0.1	0.0	△ 0.2	0.0	△ 2.4	122.6	0.077	123.8	0.078
原野	137.8	0.1	2.5	0.1	0.0	△ 2.5	0.2	0.1	0.0	△ 0.2	△ 2.1	△ 4.8	133.0	0.084	135.4	0.085
水面・河川等	10.2	0.0	0.2	0.0	0.0	△ 0.2	0.0	0.0	2.1	2. 1	0.3	2.2	12.4	0.008	11.3	0.007
水面	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.000	0.0	0.000
河川	10.2	0.0	0.2	0.0	0.0	△ 0.2	0.0	0.0	2.1	2. 1	0.1	2.0	12.2	0.008	11.2	0.007
水路	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.000	0.1	0.000
道 <u>路</u>	138.8	0.1	2.5	0.1	28.8	26.3	0.2	0.1	0.0	△ 0.2	7.4	33.5	172.3	0.109	155.6	0.098
一般	134. 1	0.1	2.4	0.1	28.8	26.4	0.2	0.1	0.0	△ 0.2	7.4	33.6	167.7	0.106	150.9	0.095
農道	4.7	0.0	0.1	0.0	0.0	△ 0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 0.1	4.6	0.003	4.7	0.003
林道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.000	0.0	0.000
宅地	391.0	0.2	7.1	0.2	0.0	△ 7.1	0.5	0.2	0.0	△ 0.5	25.3	17.7	408.7	0.258	399.9	0.252
住宅地	211. 2	0.1	3.8	0.1	0.0	△ 3.8	0.3	0.1	0.0	△ 0.3	5. 5	1.4	212.6	0.134	211.9	0.134
工業用地	114.9	0.1	2.1	0.1	0.0	△ 2.1	0.2	0.1	0.0	△ 0.2	14.0	11.8	126.7	0.080	120.8	0.076
その他の宅地	64.9	0.0	1.2	0.0	0.0	△ 1.2	0.1	0.0	0.0	△ 0.1	5.8	4.5	69.4	0.044	67.2	0.042
その他	563.2	0.4	10.2	0.4	0.0	△ 10.2	0.8	0.4	0.0	△ 0.8	1.7	△ 9.3	553.9	0.350	558.4	0.353
町面積	1,584.0	1.0	28.8	1.0	28.8	0.0	2. 1	1.0	2. 1	△ 0.0	0.0	0.0	1,584.0	1.000	1,584.0	1.000

単位 ha

		庁舎等	穿複合施設	沙地区	モノレー	ール新駅周	司辺地区		工業地区			西地区		全体
		現況	計画後	増減	現況	計画後	増減	現況	計画後	増減	現況	計画後	増減	増減
	住宅地	0.3	1. 6	1.3	2.0	1.9	△ 0.1	0.0	0.0	0.0	5. 2	9. 5	4.3	5. 5
	工業用地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2. 7	16. 7	14.0	0.0	0.0	0.0	14. 0
	商業用地	0.0	0.0	0.0	0.0	2. 2	2. 2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2. 2
土	その他宅地	2. 0	4. 1	2. 1	0.9	0.9	0.0	4.8	0.0	△ 4.8	0.0	6.3	6.3	3. 6
地	畑	5. 5	0.0	△ 5.5	3.3	0.0	△ 3.3	10.0	0.0	△ 10.0	12.5	0.0	△ 12.5	△ 31.3
	道路	0.5	1. 4	0.9	2.0	3.0	1.0	0.7	1.3	0.6	2. 1	7.0	4.9	7. 4
利	水路	0.0	0. 1	0.1	0.0	0.1	0.1	0. 1	0. 1	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 2
用	河川	0.1	0. 9	0.8	0.2	0.0	△ 0.2	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	△ 0.5	0. 1
	公園	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.2	0.2	0.0	0.9	0.9	1. 7
	採草牧草地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1. 3	0.0	△ 1.3	△ 1.3
	原野	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2. 1	0.0	△ 2.1	△ 2.1
	合計	8.4	8. 4	△ 0.0	8.4	8. 4	0.0	18.3	18. 3	△ 0.0	23. 7	23. 7	0.0	0.0

※住宅地面積 (15.8ha) のうち、 商業用地 (その他宅地) に約40%を見込む。

名称	事業期間	幅員	延 長	拡幅割合	面積	拡幅面積	備考
与 那 原 バ イ パ ス		40	1,660	50%	66, 400	33, 200	
浦添西原線 (嘉手苅~翁長)	H21 \sim H28	30	2,900	90%	87,000	78, 300	
浦添西原線 (嘉手苅~小那覇)	$\mathrm{H15} \sim \mathrm{H24}$	30	1,026	100%	30, 780	30, 780	
那覇北中城線(翁長~上原)	$\mathrm{H}19~\sim~\mathrm{H}25$	30	1,960	60%	58, 800	35, 280	
那覇北中城線(幸地~翁長)	H21 ∼ H28	28	2,000	60%	56, 000	33, 600	
小 波 津 屋 部 線		9. 5	790	20%	7, 505	1,501	·
小那覇マリンタウン線	H13 \sim H23	16	960	100%	15, 360	15, 360	
兼久仲伊保線	H18 \sim H25	14	928	65%	12, 992	8, 445	
兼久仲伊保線 (産業通り)	$H22 \sim H25$	7. 5	1,340	0%	10,050	0	
兼久仲伊保線(北側)(電源)	H19 \sim H24	7. 5	750	50%	5,625	2,813	
小 波 津 川 南 線	H15 \sim H25	9.5	1,650	100%	15, 675	15, 675	
小 波 津 川 北 線	$\mathrm{H15} \sim \mathrm{H25}$	9.5	860	80%	8, 170	6, 536	
森 川 翁 長 線	$H21 \sim H25$	9.5	770	90%	7, 315	6, 584	
東崎兼久線(街路)	H21 \sim H28	20	580	100%	11,600	11,600	
小那覇8号線(石油)	H14 \sim H23	13	1,030	60%	13, 390	8,034	
合計			·		406, 662	287, 707	

28.77 ha

	4	各	移	尔		事業期間	幅員	延長	拡幅割合	面積	拡幅面積	備考
小	波	津	Ш	改	修		20	1,650	65%	33,000	21, 450	
		合	計				_	_		33, 000	21, 450	_

2.15 ha

参考資料

- 1. 計画策定の経緯
- 2. 西原町国土利用計画検討委員会設置要綱

1. 計画策定の経緯

平成22年6月 「西原町都市基本計画」(都市計画マスタープラン) 見直しに

向けた町民アンケート実施(都市整備課)

平成22年8月 計画策定のための資料収集及び関係計画との調整・整合

平成23年6月 西原町第四次国土利用計画(素案)たたき台作成

平成23年 7月19日 第1回西原町国土利用計画検討委員会

平成23年 8月23日 第2回西原町国土利用計画検討委員会

平成23年10月 5日 第3回西原町国土利用計画検討委員会

平成23年10月31日 沖縄県との事前調整

平成23年11月 7日 町民意見募集(パブリックコメント)11月25日まで実施

平成24年 2月 6日 第4回西原町国土利用計画検討委員会

平成24年 2月21日 第四次国土利用計画(案)を定めることについて(議案決定)

平成24年 3月 6日 3月定例議会へ第四次国土利用計画(案)提案

平成24年 3月28日 原案可決

平成24年 3月29日 計画決定

平成24年 4月11日 沖縄県知事報告

2. 西原町国土利用計画検討委員会設置要綱

平成3年8月12日 要綱第8号

(設置)

第1条 西原町における土地の総合的かつ計画的な有効利用について調査、検討し、国土の 均衡ある発展を図るため、西原町国土利用計画検討委員会(以下「検討委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査、検討する。
 - (1) 西原町国土利用計画の策定に関すること。
 - (2) 西原町国土利用計画の適正な運用に関すること。
 - (3) その他町長が土地利用に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、副町長、教育長、総務部長、建設部長、教育部長、福祉部長、産業課長(農業委員会事務局長併任)、土木課長、都市整備課長、上下水道課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は副町長をもって充て、副会長は教育長をもって充てる。
- 2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(平成23年要綱第13号)

この要綱は、公布の日から施行する。